

探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）に関する手数料

| 手数料の種類                                   |   | 手数料の額  |
|--|---|--------|
| 探偵業の業務の適正化に関する法律第4条第3項の規定に基づく書面の交付に関する事務 | 探偵業の業務の適正化に関する法律第4条第3項の規定に基づく同条第1項の規定による届出があったことを証する書面の交付 | 3,600円 |
|  | 探偵業の業務の適正化に関する法律第4条第3項の規定に基づく同条第2項の規定による届出があったことを証する書面の交付 | 1,600円 |
|  | 探偵業の業務の適正化に関する法律第4条第3項の規定に基づく届出があったことを証する書面の再交付           | 1,100円 |